

ご挨拶

ご入園おめでとうございます。

これから大切なお子さんをお預かりする事になりました。大勢の子どもたち保育士たちに囲まれて、いよいよ保育園の生活がスタートします。

お子さんが仲良く楽しく遊べるように、集団生活や集団活動で様々な経験を通し、成長に繋げていきたいと思えます。お子さんも保護者の皆様も、はじめは戸惑う事もあるかと存じますが、家庭と園とが両輪のようになることが大切だと思います。これからどうぞよろしくお願い致します。

社会福祉法人 大慈会の基本理念

- ・我々は、まず福祉の増進に寄与する者でなくてはならない。
福祉とは人々が幸福に日々を暮らしてゆく事である。時代と共に社会は変化し、それに伴い人の感じる幸福感も変貌してゆく。しかし我々は幸福の核は常に家族であると認識し、それが円満安寧であるようにサポートし、時には積極的にコーディネートする事が我々の第一の仕事である。
- ・我々は、子どもたちとその親、家族の幸せを守り、育まねばならない。
子どもたちは如何なる人種、能力、環境、立場の違いに拘わらず、等しく愛され、護られなければならない。我々はその責務を、その家族と分かち合い、その心身の健やかな成長と幸福を希求する。そのために我々は、子ども、家族、社会の求めるものを常に探り、その求めに応じた、適した援助を行わなければならない。
- ・我々は、我々自身その一人一人が幸福であるように努力し、協力しなければならない。
我々の安心、健康、協調は、寛容の精神を強め、奉仕、援助の能力を鍛える。子どもたちは我々に何よりも安らぎと、頼もしさをもとめているのだから。
- ・我々は、生命の尊さと、大切さと、喜びをよく知っていなければならない。
そしてそれを伝える能力、技術を磨いていこう。

保育方針

「ひとりひとりの人格を尊び、守り育てる」

子どもの人権を第一に考え、子どもたちに最善の環境（人、物、場）を与えることができるように常に研鑽し、子どもたち一人ひとりに寄り添う保育を行う。また、子どもたちを取り巻く多くの人々についても充分尊重し、子ども達の成長に生かせたい。

「安全で安心 中庸な保育」

保育所には様々な家庭環境の方が子どもたちを預けている。特色を前面に出し過ぎて一部の方のみに受け入れられるような保育内容ではなく、福祉的でスタンダード（多くの方に満足が与えられる）な保育を実現し、多くの方が利用しやすい保育園を目指し運営する事によりバランスの取れた人格の育成をしていきたい。

子どもたちにとって安全で、安らぎを得られる場であることを前提とし、その中で子どもたちの感性を十分に刺激し、磨けるような保育を展開する。

「協調、おもいやり、相互援助」

子どもたちの安定した成長は環境の中にある。子どもの育ち、子育て環境を社会全体で支えるという視点で、保育園の役割を充分理解し、保護者の方を含め、子どもたちを取り巻く人々と信頼しあえるようにする。そのためには、相互に人間性を高め、何が子ども達にとって良いかを共に考え研鑽し、地域、保護者にとって利用しやすい施設を目指し、子ども社会全体の向上へ寄与する。

みぞのくち保育園 保育目標

十分に養護の行き届いた環境の下、くつろいだ雰囲気の中で子どもひとりひとりの欲求を満たし生命の保持、情緒の安定を図る。

・健全な心身を持つ子ども

健康、そして安全で幸せな生活のため基本的な生活習慣態度を育て、困難に出会っても自分で切り開き健全な心身の基礎を培うようにする。

・命の尊さを感じられる子ども

様々な体験を通して豊かな感性を育て、生命の尊さを感じる力を培う。

・自発的積極的に行動できる子ども

自然や社会の事象、生活の中で興味や関心を育て、それに対する豊かな心情や思考力の基礎を培う。

・自己表現のできる子ども

生活の中で言葉への興味、関心を育て喜んで話したり聞いたりする態度や豊かな言葉表現を養う。

・思いやりのある優しい子ども

人との関わりの中で人に対する愛情と信頼感そして人権を大切にすることを育てると共に自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。

・保護者や子育て全般に対しての支援

子育て支援は就労支援と育児支援の両方の視点から捉え、その意向を受け止め子どもと保護者の安定した関係に配慮し、あらゆる困難に対しての支援を行う。

みぞのくち保育園 概要

沿革 平成14年4月1日 川崎市初の公設民営「川崎市みぞのくち保育園」として開設。
平成18年4月1日 川崎市指定管理保育園となる。
平成28年4月1日 民設民営「みぞのくち保育園」となる。

設置・経営主体 社会福祉法人 大慈会

土地・建物の規模・構造

敷地 約1255.5㎡ 建物 806.16㎡ 園庭 306㎡
構造 鉄骨造 2階建 1F 保育園 2F 総合教育センター「ゆうゆう広場たかつ」

定員

| 定員 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 120名 | 9名 | 18名 | 21名 | 24名 | 24名 | 24名 |

開園時間 月～土曜日 7:00～20:00 (通常保育時間 7:00～18:00、以降延長保育時間)
コアタイム 8:30～16:30 (短時間認定者保育時間) ※土曜日保育は申込制

休日 日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

保育時間 保護者の就労時間と通勤時間が保育時間となります。土曜日は両親共に勤務の方のみ。

保育料 保護者の住民税に基づき決定されます。納入方法は別途お知らせします。

職員数

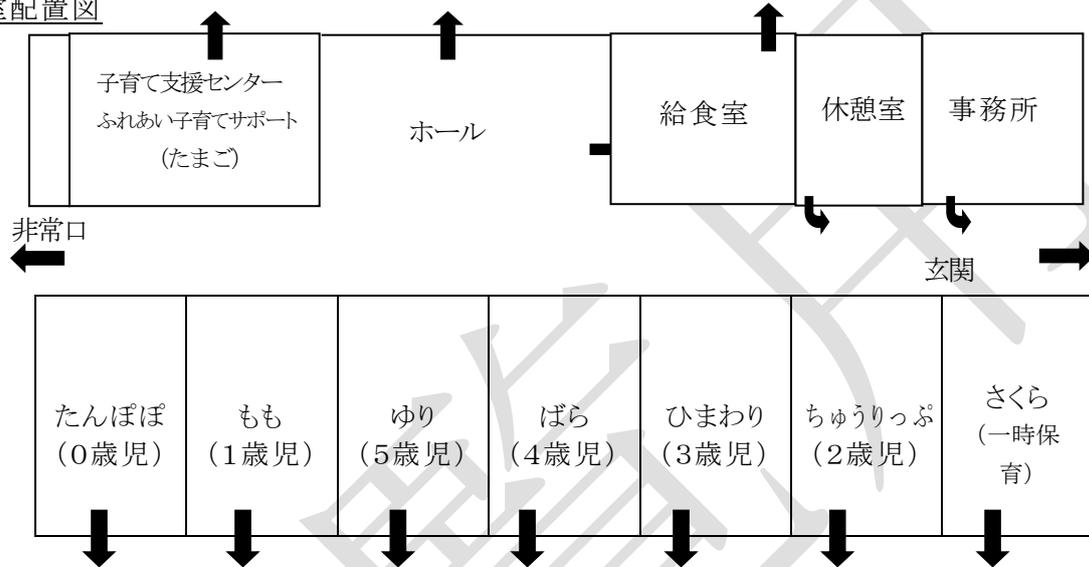
| 園長 | 副園長 | 主任保育士 | 副主任保育士 | 保育士 | 看護師 | 栄養士 |
|-----|-----|-------|--------|--------|----------|-----|
| 1 | 1 | 1 | 3 | 18 | 1 | 2 |
| 調理師 | 事務員 | 嘱託医 | パート保育士 | パート調理員 | (含一時保育室) | |
| 1 | 1 | 1 | 必要に応じ | 必要に応じ | | |

勤務体制 職員は時差勤務 週休2日制 ※土曜日は、乳幼児別又は合同保育体制

特別保育事業

- ・延長保育
- ・障害児保育
- ・一時保育（さくら組） 6ヶ月～就学前
定 員…非定型保育10名、緊急保育2名
利用時間…月～金曜日 8：30～17：00
- ・地域子育て支援センター「たまご」
利用時間…月～金曜日 午前/9：00～12：00
午後/13：00～16：00
- ・ふれあい子育てサポートセンター・たまご
受付時間…月～金曜日 9：00～17：00

保育室配置図



年間行事

| 月 | 行事名 | 参加対象 | 月 | 行事名 | 参加対象 |
|-----|--------------------------------|----------------------------|-----|---|----------------------------------|
| 毎月 | 避難訓練・誕生会 身体測定・内科健診(隔月) | 園児 | 随時 | 保育参加・参観 個人面談・給食試食 | 保護者 |
| 4月 | 入園説明会 クラス保育説明会 親子遠足 | 新入園児・保護者 保護者 全園児・保護者 | 11月 | 交通安全教室 | 5歳児 |
| 5月 | ふれあい動物園 | 全園児・地域 | 12月 | にこにこ発表会 クリスマス会 餅つき会 | 0・1歳児・保護者 全園児・地域 " |
| 6月 | 保護者会総会 プール開き 園外保育(こどもの杜) | 保護者 全園児 5歳児 | 1月 | ふれあい動物園 学区別年長児交流会 おゆうぎ会 | 全園児・地域 5歳児 2～5歳児・保護者 |
| 7月 | お泊り保育 七夕会 夏のお楽しみ会 | 5歳児 全園児 "・保護者 | 2月 | 節分(豆まき) クラス懇談会 | 全園児 保護者 |
| 9月 | 総合避難訓練 | 全園児 | 3月 | ひなまつり サッカー大会・卒園遠足 卒園式 観劇会・お別れ会 | 全園児 5歳児 5歳児と保護者・4歳児 全園児 |
| 10月 | 運動会 | 全園児・保護者 | | | |

※詳細は、年度始め配布予定の年間行事予定表及び毎月配布の園だよりにてお知らせします。

※緊急事態や感染症流行等により、変更または中止になる場合があります。

保育園生活の一日の流れ

一日の保育の流れはクラスごとに異なり、また成長に応じて食事や午睡の時間なども変わっていきます。詳しくは、各クラスに掲示しているデイリープログラムを参考にして下さい。

| 乳 児 (0・1・2歳児) | 幼 児 (3・4・5歳児) |
|---|---|
| 7:00 順次登園・受け入れ・視診・自由あそび おやつ・おむつ交換・排泄 | 7:00 順次登園・受け入れ・視診・自由あそび 片付け・排泄 |
| 9:15 片付け・朝の会・水分補給 9:30 一斉保育 戸外あそび、散歩、室内あそび 運動あそび、製作あそび 表現あそび ※うたとリズム2回程度/月 | 9:15 朝の会・水分補給 9:30 一斉保育 戸外あそび、散歩、室内あそび 運動あそび、製作あそび、表現あそび ※うたとリズム・うんどうあそび2回程度/月 ※かいたりつくったり(4・5歳児)2回程度/月 |
| 11:00 片付け・おむつ交換・排泄 昼食準備・昼食 | 11:30 片付け・手洗い・うがい・排泄・昼食準備 |
| 12:00 午睡準備・着替え 読み聞かせ(紙芝居、絵本など) 午睡 | 11:45 昼食 12:45 午睡準備・着替え 読み聞かせ(紙芝居、絵本など) |
| 順次目覚め | 午睡・休息 |
| 14:45 おむつ交換・排泄・おやつ準備 15:00 おやつ 16:00 帰りの会・順次降園・自由あそび・水分補給 18:00 延長保育 20:00 閉門 | 14:45 順次目覚め・排泄・おやつ準備 15:00 おやつ 16:00 帰りの会・順次降園・自由あそび・水分補給 18:00 延長保育 20:00 閉門 |

保育園生活にあたり用意していただくもの

① 毎日持ってくる物 《月曜日～金曜日》

【0歳児(たんぽぽ組)】…………… 汚れ物袋

【1歳児(もも組)】…………… お茶用コップ、汚れ物袋

【2歳児(ちゅうりっぷ組)】… ひも付きハンドタオル、お茶用コップ、汚れ物袋

【3・4・5歳児(ひまわり・ばら・ゆり組)】… ひも付きハンドタオル、通園カバン(または体格に合ったリュック)、お茶用コップ、 汚れ物袋

※お茶用コップは、持ち手のあるプラスチック製のものをご用意ください。

② 常に保育園に置いておくもの(全学年共通)

《 着替え 》 * 着替え保管場所・・・各自のロッカー

・紙オムツ(成長に合わせて)…5枚位 ※1枚ずつ記名して下さい。

・おしりふき ※ふたつきのもの。ふた、容器包装に記名して下さい。

・パンツ(主に2歳児以上)…3枚

・靴下…1足

・季節に応じた洋服…上下3組(ロンパースは不可)

・汚れ物袋 ※エコバッグ可。記名して下さい。

※オムツ、おしりふき、着替えなどは常に点検し、補充して下さい。

すくすくプログラム
ご利用の方は
持参不要です

《 上履き・外履き 》 ※上履きは2歳児クラスより使用します。

・履きやすくサイズの合ったものをお願いします。週末には持ち帰り、洗ってきて下さい。

《 カラー帽子 》

・保育園で所定のものを一括購入します。卒園まで使用しますので週末や適時、洗濯をお願いします。

《 各クラス教材 》

- ・ご用意いただく教材は別紙でお知らせします。
- ・保育園で保管しますので記名をして担任まで提出して下さい。
- ・クレヨンや粘土ペラ等は1本ずつ記名をお願いします。

自分でつけ外しのできる物をご用意下さい。
(マジックテープ、スナップ等)

③ 午睡用品 ※すべてのものに名前を記入して下さい。

・敷き布団カバー …73×133cmのカバーをご用意下さい。

・お昼寝用毛布 (秋冬期用)

乳児…ベビー用毛布または子供用(ジュニア)サイズ程度までの
大きすぎないもの(ひざ掛け等でも可)
※参考値85×115cm

幼児…子供用(ジュニア)サイズ程度までのもの

・バスタオル (春夏期用)

・おねしょマット (主に2歳児以上、心配な方)

・午睡用品袋…45×45cm位の巾着袋 (3歳児クラス後半)

*午睡用品は週末に布団からはずして持ち帰り、洗濯をして月曜日の朝に掛けて下さい。

*布団の内カバー(茶色)は、月に一度(月末)布団からはずして持ち帰り、洗濯をして下さい。

*毛布、バスタオルは、二つ折りにした敷き布団に挟んで押入れに入れて下さい。

*名前は、白い布(25cm×10cm)に記入し、敷き布団カバーに縫い付けて下さい。

名前を記入

133cm

開口部分

73cm

※布団カバー見本

④ 保護者用としてご用意いただくもの

保護者カード用のネックストラップ付きカードホルダー…タテ6cm×ヨコ10cmのカードが入るもの、保護者カードの枚数分

保育園生活に向けて

・登降園時や保育園行事の際に使用する「保護者カード」を入園時に貸出します。卒園時に返却していただきますので大切に扱って下さい。紛失・汚損をした場合はクラス担任にお申し出下さい。(保護者カードは番号管理をしています)

・0歳児は哺乳瓶でミルクを飲めるようにして下さい。また月齢に合った離乳食を進めて下さい。

・心身の健やかな成長を促し、保育園で1日楽しく過ごすために、毎日規則正しい生活を心掛けましょう。夜更かしをしないようにしましょう。朝食はきちんと摂りましょう。バランスの良い食事を心がけましょう。

・保育園は常にお子さんの安全を第一として保育します。集団生活のため、生活や環境がご家庭とは違うと感じることがあるかもしれませんが、一人ひとりのご希望に対応できないこともあります。ご理解ください。

・集団生活のため、感染症の予防・感染拡大防止の対応として、保護者の皆さまにご不便をおかけしたり、お願いをすることがありますがご理解ご協力をお願いします。(感染症については「保健について」頁をご覧ください)

- ・保護者がお仕事をお休みの場合は、お子さんもお休みして、ご家庭で過ごして頂きますようお願いいたします。ただし、お仕事が休みであっても保護者が体調不良、用事（冠婚葬祭など）で外出しなければならない等の理由で保育を希望される場合は、担任に必ずご相談下さい。その場合の保育時間は原則として、9:00~16:00となります。※土曜日のお仕事以外の利用はご相談ください。
- ・保育園では、園児情報管理、登降園時刻管理、園・保護者間の連絡方法としてキッズリーを利用しています。入園までに登録、必要事項の入力を完了していただく必要があります。
- ・年間行事予定表、毎月の園だより、給食だより、保健だより、各クラスだよりは、キッズリーで配信します。また、その他のお手紙もキッズリーで配信することがあります。
- ・クラスごとのお知らせは、キッズリー配信の他、クラス内の掲示物、園児別ウォールポケットでの配布もあります。必ずご確認ください。
- ・諸経費は口座振替で納入していただくものがありますので、別紙をご確認いただき指定期日までに手続きをお願いします。

守っていただきたいこと

- ・お迎え時間は必ず守って下さい。お迎え予定時間が早まる、または遅れそうなときは必ず電話でご連絡下さい。18時のお迎えに遅延が繰り返される場合は、延長保育の申請・利用をお願いすることがあります。
- ・個人情報保護の観点から、原則として園内での写真撮影は禁止します。行事や保育写真の販売については別途お知らせします。
- ・ご家庭の玩具、アクセサリ、飲食物の持ち込みは禁止します。また、保育園、学校敷地内の持ち込み飲食は禁止です。
- ・警察署の指導により、入館時・行事参加時は保護者カード、来館者カードまたは行事参加証を着用してください。カードを身につけていない方は確認のため職員がお声かけさせていただきます。

保育中の服装について

- ・全ての持ち物、衣服、靴には、必ず記名をして下さい。肌着や靴下、長靴、傘にも忘れずにお願いします。また、洗濯などで記名が薄くなってしまったら書き直すようにして下さい。
- ・清潔で動きやすい服装にして下さい。事故防止のためスカート、フード付き、お尻が隠れる丈の上衣は禁止とさせていただきます。
また、お子さんの年齢によっては自分で着脱が可能な洋服をお願いすることもあります。
- ・薄着の習慣をつけましょう。（肌着は綿素材のもので袖なしまたは半袖にして下さい）
- ・登降園用、外遊び用の靴は、足のサイズに合った履きやすい運動靴をご用意下さい。サンダル類、ブーツ等は禁止とさせていただきます。
- ・その日の保育活動内容によって、保育園に置いてある衣類から着替えをする場合があります。常にロッカー内の衣類の点検、補充、サイズの確認をお願いします。
※各クラスより、日中の保育の状況によって服装について上記以外にもお願いをすることがあります。

登降園について

登園時間について

- ・朝は9:15までに登園して下さい。 ※9:15に朝の会が始まります。
- ・11:00までに登園できない場合は欠席となります。

保護者カード

- ・送迎の際は「保護者カード」を身につけて入館し、必ず保育室の職員に声をかけて下さい。
- ・保護者カードを忘れたときは、事務所で「来館者カード」を受け取ったうえで入館してください。

登降園時刻の打刻(スマートフォンまたは園内タブレット)

- ・登降園時は必ず登降園時間の打刻をして下さい。(災害発生時の在園または退園確認に使用します)
打刻は、【 登園時は園(玄関)に入ったとき 】に、【 降園時は園(玄関)を出るとき 】に、お願いします。

玄関ドアの施錠

- ・防犯対策として、玄関の自動ドアは【常時】施錠しています。あらかじめ登録された交通系ICカードで玄関ドアの電子錠を開錠して入館してください。また保育園門扉と小学校門の常時施錠もお願いします。
- ・ICカードによる開錠可能時間… 標準時間認定7:00~18:00、短時間認定8:30~16:30
※月極延長保育を申請している方はそれぞれの契約時間まで開錠可能です。
※上記時間以外、または登録済みICカードをお持ちでない場合は、職員が対応しますのでインターホンでお呼び出してください。

感染症の対応

- ・感染症拡大防止のため、発熱その他の症状がある、または感染症にかかっている保護者、同伴者(園児の兄弟姉妹を含む)は入館できません。玄関インターホンでお申し出ください。
- ・ご兄弟(姉妹)一緒に登降園する場合は、
【 登園時は上のお子さんから先 】、【 降園時は下のお子さんから先 】に、
送迎をお願いします。特に乳児は免疫力が弱く、感染症にかかるリスクを軽減するため、
乳児の保育室に上のお子さんが入らないようご配慮下さい。
- ・感染症流行時は、ご自身の判断で、館内でのマスク着用、手指消毒、検温等の感染予防にご協力ください。また送迎時の滞在時間の短縮に努め、送迎完了時の速やかな退館にご協力ください。

自転車等の利用について

- ・自転車駐輪スペース・ベビーカー置き場等、保育園と保護者会との取り決めにより利用していただけるものがあります。利用については保護者会にご確認下さい。また、管理については各自をお願いします。避難車の通路確保、小学生の通学の安全確保のため、決められた場所以外の駐輪は禁止します。
- ・自転車で登降園される方は、お子さんの安全のためにヘルメットを必ず着用してください。また、神奈川県条例で自転車損害賠償責任保険等の加入が義務付けられていますので、加入または確認をお願いします。
- ・三輪車や子供用自転車等お子さんの乗用具を使用しての登降園はおやめください。
- ・自動車での送迎は、お子さんの登降園の安全のため、また駐車場がないため禁止します。やむを得ない事情により自家用車で送迎する場合は近隣のコインパーキングを利用してください。保育園周辺は通学路であり近隣住民の迷惑となるため路上駐停車は厳禁です。

その他

- ・園に送迎者登録されていない方が迎えに来られた場合は、身分証の提示を求める事があります。なお、保護者からの連絡なく迎えに来られた場合、ご家族であってもお迎え予定者と違

う方が迎えに来られた場合は、事故防止のためお子さんをお引き渡し出来ませんのでご注意ください。

- ・降園時刻を守り、お迎え後は怪我や事故など無いようお子さんから目を離さずに、速やかに退館願います。

※降園時間…園を退館する時間。帰りの仕度の時間を考慮し、お迎えは早めをお願いします。

欠席・遅刻連絡、お迎え時間・お迎え予定者変更等の連絡について

- ・欠席・遅刻の場合は、保育活動及び安全管理、また給食準備の都合上、**9:15までに**キッズリーの連絡帳または電話でご連絡下さい。

キッズリー連絡帳と園児の登園確認について

- ① キッズリー連絡帳を「出席」で提出しているにもかかわらず園児の登園が確認できない場合、およびキッズリー連絡帳が未提出かつ園児の登園が確認できない場合は、9:30までに確認が取れるまで緊急連絡先に順番に連絡します。
- ② 園児は登園しているが、キッズリー連絡帳の提出がない場合は、緊急連絡先に連絡して連絡帳提出を依頼します。

- ・お迎え時刻やお迎えの予定者に変更がある場合は、必ず当初のお迎え予定者または連絡帳提出者の方から電話で連絡をして下さい。(例：仕事が早く終わり予定より早くお迎えに来る。交通の遅延によりお迎えが予定より遅れる。予定の迎えの人が別のの人に代わる等。) ※キッズリーでの変更連絡は受け付けません。
- ・毎日、出欠席・お迎え予定・お子さんの様子などをキッズリー連絡帳でお知らせ下さい。お子さんの体調のちょっとした変化や、気掛かりなことがあったら必ず保育士に伝えて下さい。
- ・お子さんが体調不良で欠席する場合は、体調についてできるだけ詳しくお知らせ下さい。感染症等園児全体の体調管理のため、情報収集にご協力下さい。

【お知らせいただきたい内容：医療機関受診の有無、病名、症状（熱、咳などの具体的症状）】

- ・欠席の場合で、理由が不明な場合や体調不良の内容が不明な場合は園からご連絡させていただくことがありますのでご了承下さい。

保育園からの緊急時連絡について

- ・保育中にお子さんが急な発熱や体調が悪化してしまった場合は、電話やキッズリーで状況をご連絡し、お迎えを依頼することがあります。又、保育中に怪我をして病院で処置を受ける場合や災害が起きた場合には、緊急に連絡をすることがありますので連絡先は常に明確にしておいて下さい。
- ・就労が理由で入所されているお子さんの場合、勤務先にもお電話をさせていただきます。(出張や外出、通院など、その日の緊急連絡先が変わる場合は、登園時に必ず伝えて下さい。)
- ・事故防止のため、「児童生活表」には送迎を行う可能性のある方全ての顔写真をお貼り下さい。顔写真の登録がない方への園児引き渡しはできません。
- ・緊急時や大災害時に備えて保護者のメールアドレス、保護者がお迎えできない場合の代理の方の氏名・住所・電話番号などを、「児童生活表」裏面の「緊急時災害時保護者代理お迎え者欄」に必ずご登録下さい。また、キッズリーの緊急連絡先の登録もあわせて行って下さい。
- ・「児童生活表」は、3年に一度、書き換えをお願い致します。また、変更が生じた場合は、速やかにお申し出いただき、更新をお願い致します。
- ・緊急時連絡先は、連絡が取りやすいところから優先順位を指定して下さい。

住所や勤務先等の変更、産休・育休の取得、転退園を希望する場合

- ・保護者の勤務先や住所などが変更になった場合、産前後休暇・育児休業を取得する場合などは、保育園及び高津区児童家庭課へ届出をする必要があります。また、必要に応じ児童生活表・キッズリーもあわせて変更をして頂きます。異動がありましたら担任にお申し出下さい。
- ・転居その他の理由で転園・退園の可能性ある、検討している場合は早めにお知らせください。特に3月末日の退園を検討している場合は、できるだけ11月頃までにお知らせください。

慣らし保育について

新入園のお子さんには、無理なく保育園に慣れるよう慣らし保育を実施しております。ご協力をよろしくお願い致します。

《 慣らし保育の進め方 》

| 1日目(1段階) | 2段階 | 3段階 | 4段階 | 5段階 | 慣らし保育終了 |
|--------------------------------------|------------|--|------------------------|------------|---------|
| 9:15~10:30 入園説明会 ※0歳児クラスは保育説明会 | 9:15~11:00 | 9:15~12:00 ※3・4・5歳児は ~12:30 給食開始 | 9:15~16:00 午睡、おやつ開始 | 9:15~17:00 | 通常保育 |

* 慣らし保育期間中は9:15~9:30の登園をお願いします。また、慣らし保育期間中は土曜保育をご利用いただけません。

* 慣らし保育期間中の欠席や、お子さんの状況などにより日程を変更・相談させていただくことがあります。

給食について

《 給食の内容 》 川崎市の栄養士が作成した統一献立を基に調理しております。また、献立表は毎月配布し、サンプルを毎日展示しますのでご参考にして下さい。(サンプルの量は2歳児相当)

《 昼食 》 全園児(0~5歳児)完全給食となります。(主食、副食、汁物、果物等)

《 おやつ 》 乳児(0~2歳児) 午前1回(牛乳)・午後1回
幼児(3~5歳児) 午後1回

《 離乳食 》 毎日の献立や食材を基本にして、お子さんの離乳の段階に合わせて調理します。担任とご相談下さい。

《 除去食 》 アレルギーで除去食が必要なお子さんに合わせて調理します。除去食を行うにあたっては医師の指示書が必要となり、指示書を基に川崎市健康管理委員会にて検討されます。除去食を申請されるお子さんは所定の用紙にご記入いただき園へご持参下さい。

《 給食費について 》

- ・乳児の給食費は毎月の保育料に含まれていますので、別途給食費の集金はありません。
- ・幼児(3~5歳児)の給食費は別途集金させていただきます。主食代1,500円、副食代4,500円(おやつ含む)、計6,000円/月額。集金方法等は別途お知らせいたします。
- ・幼児の生活保護世帯と市民税非課税世帯等は、主食代のみを集金させていただきます。
- ・給食費は月額となります。原則として欠席分の返金はいたしません。あらかじめ長期(1か月以上)での欠席がわかっている場合は事前にご相談下さい。

保育参観・保育参加について

当園では、子育て支援の一環として、保育参観・保育参加を随時お受けしております。お子さんが日頃どのような活動に取り組んでいるのか、友だちや保育者とどのように関わっているのか、ご覧いただくことで保育園生活をより身近に感じていただければと思います。ご希望の場合はクラス担任にお申し込み下さい。

* 保育参観（0歳児～2歳児クラス）

保育室外からお子さまの様子をご覧いただきます。昼食に関しては、各クラスによって異なりますので担任とご相談下さい。

* 保育参加（3歳児～5歳児クラス）

お子さんと一緒に保育活動に参加して頂きます。昼食もクラスでおとりいただきます。

《 申し込みについて 》

- ・希望する日の二週間前までに担任にお願い致します。その日の活動内容や職員の勤務体制によってはお受けできないこともありますのであらかじめご了承下さい。

《 保育参加当日について 》

- ・時 間 9：15～昼食時まで *昼食後はそのままお子さんと降園をお願いします。
- ・持ち物 運動靴、スリッパ、箸、主食(副食(おかず)は給食が出ます。副食代250円は後日集金させていただきます)
- ・服 装 動きやすい服装でご参加下さい。暑さ・防寒対策は各自の判断でご用意下さい。

《 その他 》

- ・保育中の写真撮影はできませんのでご了承下さい。
- ・保育参観、参加後に個人面談ご希望の方は、あらかじめ担任までご相談下さい。
- ・感染症の流行などにより保育参観・保育参加を中止することがあります。

土曜保育の利用について

土曜日は合同保育です。利用を希望する場合は、利用週の水曜日の正午までに各クラスの申込票にご記入下さい。(保護者がお仕事の場合にご利用いただけます。)

※勤務予定表(シフト表)等の提示をお願いする場合がありますのでご了承下さい。

※やむを得ないご事情によりお仕事以外での利用は事前にご相談ください。

すすくプログラムご利用の方は持参不要です

《 持ち物 》 ※以下の持ち物を、土曜保育の保育室までお持ち下さい。

| | |
|-------------------------|--|
| 乳児 (たんぼぼ・もも・ちゅうりっぷ組) | 汚れ物袋・着替え1～2組・靴下・カラー帽子・上着(冬期)・紙オムツ(必要なお子さんのみ)5枚、おしりふき ※すべて記名を必ずお願いします。 |
| 幼児(ひまわり・ばら・ゆり組) | 汚れ物袋・着替え1～2組・靴下・カラー帽子・上着(冬期) |

※合同保育のため、午睡用品(布団)を登園時にもも組の保育室に運び、降園時には各クラスに戻して下さい。ご協力をよろしくお願い致します。

延長保育の利用について(月極/スポット利用)

延長保育は川崎市の補助金により、保育所において就労と子育ての両立等の支援を行うために保護者(両親)の勤務時間、通勤時間の都合で18:00以降の保育が必要な場合に利用できる制度です。また、短時間認定の方が、諸事情によりコアタイム範囲外で保育を希望する場合も延長保育を利用できます。保護者の状況やお子さんの心身の健康状態に配慮し、保育をしていきます。

【 月極延長保育 】

《 利用対象児童 》

- ・日中から保育されている園児で保護者が延長保育実施を申請(事由・勤務時間・通勤時間等を記入)し園長が延長保育を必要と認める園児が対象となります。
- ・おおむね1歳であり、自立歩行や自分でコップから飲むなどの生活能力及び比較的安定して保育園生活を送っているなどの情緒面、病気などで体調不良状態でない等、健康的適応能力が備わっている事が要件です。

《 利用申込について 》

- ・延長保育を利用したい旨を担任に申し出、「延長保育申請書」に必要事項をご記入の上、利用を開始したい月の1ヵ月前までに担任へ提出して下さい。(園児の保育状況確認のため)
- ・園長の考査後、「延長保育受理書」が発行され、延長保育が開始となります。

《 利用料金について 》

○標準時間認定(標準時間認定の延長保育を利用される方には、必ず補食を提供します。)

| 延長保育時間 | 延長保育代 | 補食代 | 合計 |
|-------------------------|--------|---------------|--------|
| 18:00~18:30 30分 延長保育 | 1,000円 | (Aタイプ) 1,500円 | 2,500円 |
| 18:00~19:00 1時間 延長保育 | 2,000円 | (Aタイプ) 1,500円 | 3,500円 |
| 18:00~19:30 1時間30分 延長保育 | 3,000円 | (Aタイプ) 1,500円 | 4,500円 |
| | | (Bタイプ) 2,500円 | 5,500円 |
| 18:00~20:00 2時間 延長保育 | 4,000円 | (Aタイプ) 1,500円 | 5,500円 |
| | | (Bタイプ) 2,500円 | 6,500円 |

補食について

- ・Aタイプ(1,500円)…補食の基本となります。夕食に必要な栄養所要量の1/4程度の補食になります。
- ・Bタイプ(2,500円)…19:00以降の延長保育(1時間30分、2時間延長保育)の方のみ選択可能です。夕食に必要な栄養所要量の1/2程度の軽食(夕食の一部)になります。
- ・補食提供時刻は18:00です。また、当日急な変更が生じ延長保育を希望する場合は、16:00までに連絡ください。16:00以降にお申し出の場合は補食をご用意できませんのでご了承ください。

○短時間認定

「短時間認定」を受けた方がコアタイムの範囲外で保育を利用する場合は、延長保育扱いとなり30分単位(1,000円/月)で利用が可能です。また、延長保育が18:00を過ぎる場合は補食提供となり、別途補食代が発生致します。提供方法は上記「補食について」に準じます。

《 料金の納入について 》

- ・利用料は利用日数にかかわらず月額制で、変更・解除申請をするまで自動更新になります。
- ・生活保護世帯と市民税非課税世帯は、補食代のみをご負担頂きます。
- ・延長保育のご利用がない月も解除申請されない限り延長保育料は発生しますのでご了承ください。また、月の途中での利用開始・解除の場合も料金が発生します。
- ・利用料、補食代は毎月集金いたします。

《 お願い 》

- ・発熱や感染症の疑いのあるお子さん、いつもより体調が優れない場合は、延長保育の利用は出来ませんので、速やかなお迎えをお願い致します。
- ・契約時間を守り、職場からまっすぐ迎えに来て下さい。
- ・契約時間を守れない場合は、別途延長保育料を請求させて頂くことがあります。

【 スポット延長保育 】

月極延長保育を申請していない保護者が急な就労時間の延長や変更、もしくは急を要する事案などにより臨時的に延長保育が必要となった際に一日単位の延長保育を利用できる制度です。

※定期利用及び同月内3日以上スポット延長保育利用となる場合は、月極延長保育に切り替えとなります。

《 利用対象児童 》

- ・スポット延長保育利用対象児は、在園児であり①おおむね1歳以上、②歩行が完成している、③離乳食が完了食に移行している、以上すべての要件を満たしている児童で、且つ延長保育に適応できる心身状態であることです。

《 利用申込について 》

- ・利用日が事前に決まっている、または当日の登園時に利用が決まっている場合は、スポット延長保育を利用したい旨を担当に申し出、「スポット延長保育申込書」に必要事項をご記入の上担任へ提出して下さい。
- ・当日の登園後に利用が決まった場合は、利用が決まった時点で園にご連絡ください。また、お迎え時にスポット延長保育申込書をご提出ください。※申込書提出期限は利用日の翌日までです。

《 補食について 》

- ・18時以降のスポット延長保育を利用される方には、必ず補食(スポット利用者用)を提供します。

ただし、18時以降の月極延長保育を利用(申請)している方がスポット延長保育を追加利用される場合は、月極利用の補食のみ提供します。スポット延長保育用の補食の追加はありません。

《 スポット延長保育利用料について 》

- ・スポット延長保育を利用した場合、30分を1枠として1枠につき保育料500円をいただきます。
※非課税世帯等の要件を満たす方はスポット延長保育利用料の請求はありませんが、補食代のみご負担いただきます。
- ・利用料及び補食代は月毎に請求します。
- ・スポット延長保育利用月の月途中で月極延長保育に変更する場合は、当該月は月極延長保育料及び月極補食代を請求します。この場合、当該月のスポット延長保育利用料及びスポット補食代の請求はありません。

| 延長保育時間 | | スポット延長保育代 | スポット補食代 ※18時以降の利用 | 合計 |
|--------|----|-----------|----------------------|--------|
| 30分 | 1枠 | 500円 | 100円 | 600円 |
| 1時間 | 2枠 | 1,000円 | 100円 | 1,100円 |
| 1時間30分 | 3枠 | 1,500円 | 100円 | 1,600円 |
| 2時間 | 4枠 | 2,000円 | 100円 | 2,100円 |

※短時間認定児の利用も同様とします。※短時間認定児の7:00～8:30、16:30～18:00までの利用は補食の提供はありません。

保健について

当園は、川崎市の健康管理委員会の指導のもと対応しています。

毎朝お子様の様子を観察し、**保育園で一日元気に過ごせるかどうか**ご家庭での判断をお願いいたします。お子さんの体調が優れず、機嫌の悪い時は無理をせずご家庭でゆっくりおやすみください。保育園は集団生活の場であるため、感染症の疑いがある場合は、医療機関を受診してから登園をお願いいたします。

病（後）児保育は行っておりません。集団保育に参加できない場合は病児保育施設（エンゼル高津等）をご利用ください。利用申込みは各施設へ直接お願いします。

《 以下の症状がある時は登園を控え医師にご相談ください 》

※厚生労働省保育所感染症マニュアルから抜粋

発熱

- ・体温が37.5度以上、または平熱より1℃以上熱が高い時
- ・24時間以内に解熱剤を使用している、または24時間以内に38度以上の熱が出ていた

下痢・嘔吐

前日～当日までに下痢を複数回している、腹痛を伴う下痢をしている、または前日～当日までに嘔吐をしている場合

咳

前日に発熱が無くても夜間しばしば咳のために起きる、喘鳴・呼吸困難がある、少し動いただけで咳が出る

発疹

発熱と共に発疹がある、または今までなかった発疹が出ている場合

その他

- ・予防接種を受けたあと（お休みの日か降園後に接種できるように予約し、接種当日は副反応の心配があるため、自宅で安静にしましょう）
- ・普段と比べ、著しく元気がない、朝から食欲がなく食事や水分がとれない場合
- ・集団において配慮が必要な怪我（火傷も含む）をしている場合

医師が登園可能と診断した場合のみ受入れできる症状

目の充血及び目やにや痒みがある、耳の下に腫れがある、皮膚の発疹や赤み

《 感染症について 》

予防接種

予防接種は計画的にすすんで受けましょう。予防接種は個人防衛であると同時に皆で接種する事で感染・発病が無ければ集団防衛となります。（1歳児と5歳児はMRの予防接種を忘れずに受けて下さい）

感染症と診断された場合

- ・国の定めた感染症と診断された場合は、医師の許可がおりるまで登園できません。完治して登園する際には医師発行の「登園許可証」が必要です。※登園許可証は医療機関の書式でも可
- ・園児だけではなく、ご家族が感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ等）に罹った場合も必ずお知らせ下さい。（お知らせいただくことで、感染防止への配慮や園児の健康状態を十分に診ることが出来ます。）

尿・便・嘔吐物・血液などが付着した衣類（オムツ・パンツについても同様）

厚生労働省の感染症対策ガイドラインに従い、感染拡大予防のためビニール袋に密閉しそのままお持ち帰りいただきます。帰宅後に熱湯消毒の後、洗濯をして下さい。

感染症流行時の感染拡大防止対策について

- ・発熱、その他（呼吸器症状・嘔吐・目の充血等）の症状が発出した場合は、基本として事務所等での別室保育を行いません。速やかにお迎えをお願いします。
- ・感染状況により、行事の見直しや保育参加・参観の制限を行なうことがあります。

《 その他 》

健康診断

園では嘱託医による内科健診・歯科検診がありますが、あくまでも集団健診ですので、病院での診察とは異なります。

児童災害共済給付

事故や怪我のないように充分注意を払って参りますが、万が一に備えて日本スポーツ振興センターの児童災害共済給付に加入しております。P20・21をご参照ください。

SIDS（乳幼児突然死症候群）

2,000人の出生に対し1人の割合で子どもの命が失われています。予防法は現在のところありません。調査研究により、預かり初期や体調不良時・受動喫煙が特にリスクが高いことが明らかになっています。園では定期的な呼吸状態の確認や刺激、リスクを最小限にする環境設定を行っています。ご家庭でもあおむけ寝・禁煙にご協力をお願いいたします。

除去食や薬の預かりについて

園児の健康管理に万全を期すため、医師、保育園関係者、行政職員などで組織された川崎市保育園在園児等健康管理委員会と連携を図っています。健康管理委員会は疾病・障害などにより保育園での受け入れに疑義がある場合や除去食の必要性、熱性けいれん予防薬の預かり等を審議しております。

海外渡航について

海外に行かれる際は、園にもお知らせください。帰国後に体調悪化がある時は、受診や保健センターに連絡し集団生活が可能であるか確認のうえ、登園をお願いします。

《 年間保健計画 》

| | | |
|----|-----------------------------------|-----------------|
| 隔月 | 内科健診 0・1歳児…2か月毎 2～5歳児…6ヶ月に1回以上 | 園医 廣津伸夫医師(廣津医院) |
| 6月 | 予防接種・心臓病・けいれんについての調査(新入園児対象) | |
| 9月 | 歯科検診 | 久地歯科医院 |
| 2月 | 入園前健診(新年度入園児対象) | 園医 廣津伸夫医師(廣津医院) |

《 園医・近隣医療機関 》

[園医電話番号]

廣津医院(小児科) 044-822-1933
久地歯科医院 044-811-9441

[近隣の救急病院]

帝京大学溝口病院 044-844-3333
総合高津中央病院 044-822-6121
川崎市立多摩病院 044-933-8111
安藤整形外科 044-811-2711

《 感染症の登園基準一覧 》

※感染症一覧、届出書類は保育園ホームページにも掲載しています

保育園は乳幼児が長時間生活を共にする場です。病気やケガなどによる登園受け入れの可否については、以下の基準を原則として設けてあります。ご理解とご協力をお願い致します。

- ①園内での感染症の集団発症や流行につながらないこと。
- ②子どもの健康(身体)状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復していること。

1. 登園許可証(医師記入)が必要な感染症

※医療機関により登園許可証の発行には文書料がかかることがあります。

※令和6年12月現在、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に限り登園許可証の提出は不要とされていますが、医師に登園停止期間を確認のうえ、園に連絡して登園届をご提出ください。

| 病名 | 潜伏期間 | 登園停止期間 |
|------------------------|---|--|
| 麻疹(はしか) | 8日～12日 【感染可能期間】 発熱出現前1～2日前から発疹出現後4日間 | 解熱後3日、咳、発疹が軽快するまで |
| 風疹 | 16日～18日 【感染可能期間】 発疹出現数日前～発疹出現後5日間位 | 発疹が消退するまで |
| 水痘 (みずぼうそう) 帯状疱疹 | 14日～16日 【感染可能期間】 発疹出現1日前～水疱が痂皮化するまで | 全発疹が痂皮化するまで |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 16日～18日 【感染可能期間】 耳下腺炎腫脹前7日～腫脹後9日 | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の出現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| インフルエンザ | 24時間～48時間 | 発熱後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで |
| 百日咳 | 7日～10日 【感染可能期間】 感染力は感染初期(咳が出現してから2週間以内)が最も強い。抗生剤未投与で3週間の排菌、投与7日で感染力消失 | 特有の「咳」が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 流行性角結膜炎 (はやり目) | 2日～14日 | 感染力が非常に強い為、眼の充血、異物感が消失するまで |
| 咽頭結膜熱 (プール熱) | 2日～14日 | 発熱、咽頭および、結膜の発赤消失後、2日を経過するまで |
| 急性出血性結膜炎 (アポロ熱) | 1日～2日 | 眼の充血、異物感が消失するまで |
| 溶連菌感染症 | 2日～5日 | 主要症状が消失するまで、または抗菌薬治療を開始して、24時間を経過するまで |
| 新型コロナウイルス | 2日～3日程度、長くとも7日以内 | 発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで ※症状軽快とは、解熱した状態で、かつ咳や息苦しき等の呼吸器症状が改善傾向にある状態をいう |

2. 保護者が記入する「登園届」が必要な感染症

保育園は乳幼児が長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行はできるだけ防ぐことで、お子さんたちが一日快適に生活できるよう願っています。保育園児がよくかかる感染症について、登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断・指導の後、保護者による「登園届」の提出をお願い致します。お子さんの回復状態が保育園での集団生活に適應できるまで回復してからの登園が望ましいことをお伝え致します。

「登園届」が必要な疾病一覧

| 病名 | 潜伏期間 | 登園停止期間 |
|------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 突発性発疹 | 約10日 | 医師の指示に従う |
| 伝染性紅斑 | 4日～14日 | 医師の指示に従う |
| 感染性胃腸炎 (ロタウイルス感染症 ノロウイルス感染症) | 1日～3日 | 医師の指示に従う 嘔吐・下痢等の症状が治まり、普通の食事が出来る事 |
| アタマジラミ | 産卵から最初の若虫が孵化するまでの期間は10日～14日である | 駆除を開始している事を確認する |
| RSウイルス感染症 | 4日～6日(2日～8日) | 重篤な呼吸器症状が消失し全身の状態がよい事 医師の指示に従う |
| ヘルパンギーナ | 3日～6日 | 特に決まりなし、体調が良ければ可 |
| 手足口病 | 3日～6日 | 医師の指示に従う |
| マイコプラズマ肺炎 | 14日～21日 | 医師の指示に従う |
| 伝染性軟属腫 (水いぼ) | 2週間～7週間 | |
| 伝染性膿痂疹(とびひ) | 2日～10日 | 医師の指示に従う |

※その他：原因不明の発熱、咳、嘔吐、下痢、発疹などの症状のあるとき

3. 保護者が記入する「登園に関わる病状確認書」が必要なケガ等の例

ケガや入院・手術後、保育園生活に復帰するにあたり、登園のめやすを参考に、保護者の方に「登園に関わる病状確認書」を記入いただき提出していただきます。但し、内容によりましては、登園を控えていただく場合もあります。お子さんの回復状態が保育園での集団生活に適應できるまで回復してからの登園が望ましいことを改めてお伝え致します。

| 登園のめやす | |
|--------|--|
| 骨折 | 部所にもよりますが、一人で食事・トイレ・歩行ができる。 集団生活の中で、一对一の関わりを必要としない。 |
| 入院 | 医師より退院後、集団生活での注意事項等がない。 |
| 手術 | 医師より退院後、集団生活での注意事項等がない |
| その他 | 園生活において病状の悪化の恐れがない |

登園許可証

児童名

病名：

上記の者、 年 月 日から 当初の疾病で療養中のところ
軽快したので、 年 月 日から登園してよいことを証明する。

年 月 日

医療機関

医師名

㊟

登園届(保護者記入)

みぞのくち保育園 園長殿

クラス _____ 園児名 _____

診断名：該当の疾患に○をつけて下さい。

- ・手足口病
- ・マイコプラズマ肺炎
- ・感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルスなど）
- ・伝染性軟属腫（水いぼ）
- ・インフルエンザ（A型・B型）
- ・その他
(_____)
- ・伝染性紅斑（りんご病）
- ・伝染性膿痂疹（とびひ）
- ・RSウイルス感染症
- ・頭じらみ症
- ・新型コロナウイルス感染症

発 症 日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名：

受 診 日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

登園に際して医師より言われた注意事項

- ・なし
- ・あり (_____)

解 熱 日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

医師より指示された「登園可能日」、または医師に指示された「登園可能な状態」になった日：

_____ 年 _____ 月 _____ 日

症状も回復し、集団生活に支障がない状態と医師が判断したことを証明致します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ (印)

登園に関わる病状確認書（保護者記入）・・ケガ等

みぞのくち保育園 園長殿

クラス_____ 園児名_____

診 断 名 : _____

医 療 機 関 名 :

受 診 医 : _____

受 診 日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

診察内容（登園可能日、登園可能条件など医師より言われた注意事項）

- ・食事 : なし あり ()
- ・排泄 : なし あり ()
- ・衣服の着脱 : なし あり ()
- ・睡眠 : なし あり ()
- ・清潔 : なし あり ()
- ・遊び : なし あり ()
- ・その他 : なし あり ()

症状も回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

年 月 日

保護者氏名 _____ ⑩

「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と学校（園）の設置者との契約（災害共済給付契約）により、「学校の管理下」における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校（園）の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

対象となる学校（園）

| | |
|-------------|--|
| 義務教育諸学校 | 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）の小学部及び中学部を含みます。 |
| 高等学校 | 高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。 |
| 高等専門学校 | |
| 幼稚園 | 特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。 |
| 幼保連携型認定こども園 | |
| 高等専修学校 | 高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科） |
| 保育所等 | 児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設 |

※国立、公立、私立の別を問いません。

共済掛金の額（令和6年度）

災害共済給付への加入は、学校（園）の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校（園）の設置者が一括加入の手続きをとりまします。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

（児童生徒等1人当たり年額 単位：円）

| 学校種別 | 一般児童生徒等 | 要保護児童生徒 |
|----------------|--------------|---------------|
| 義務教育諸学校 | 920 (460) | 40 (20) |
| 高等学校 高等専修学校 | 全日制 昼間学科 | 2,150 (1,075) |
| | 定時制 夜間等学科 | 980 (490) |
| | 通信制 通信制学科 | 280 (140) |
| 高等専門学校 | 1,930 (965) | — |
| 幼稚園 | 270 (135) | — |
| 幼保連携型認定こども園 | 270 (135) | — |
| 保育所等 | 350 (175) | 40 (20) |

※（ ）内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校（園）では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校（園）の設置者が負担します。

※ 学校（園）の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

| | |
|--|---|
| ①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 （保育所等における保育中を含みます） | ☑ 各教科（科目）、保育中、特別活動中（学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等） |
| ②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合 | ☑ 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導 |
| ③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合 | ☑ 始業前、業間休み、昼休み、放課後 |
| ④通常の経路及び方法により通学（通園）する場合 | ☑ 登校（登園）中、下校（降園）中 |
| ⑤その他、これらに準ずる場合として内閣府令で定める場合 | ☑ 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき |

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

| 災害の種類 | 災害の範囲 | 給付金額 |
|-------|--|---|
| 負傷 | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの | 医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額 |
| 疾病 | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、内閣府令で定めるもの (学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病) | 同上 |
| 障害 | 学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。) | 障害見舞金 4,000万円～88万円 (通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円) |
| 死亡 | 学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡 | 死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合1,500万円) |
| | 突然死 (運動などの行為に起因する突然死(学校の管理下において発生したもの) 運動などの行為と関連のない突然死(学校の管理下において発生したもの)) | 死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合1,500万円) 死亡見舞金 1,500万円(通学(園)中の場合と同額) |

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治癒までの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その額額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

給付金の請求方法 <医療費の場合>

| | |
|-------|--|
| 保護者 | 医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校(園)へ提出します。 |
| 提出 ↓ | ↑ 支払 |
| 学校(園) | けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。 |
| 提出 ↓ | ↑ (支払) |
| 設置者 | 管内の学校(園)分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」)等をJSCの担当事務所に提出します。 |
| 請求 ↓ | ↑ 支払 |
| J S C | 提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。 |

※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特例の配慮によりご協力をいただいております。
なお、「医療等の状況」などを持参してもその場ですぐには書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校(園)・学校(園)の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校(園)からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校(園)との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

■災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所でを行っています。

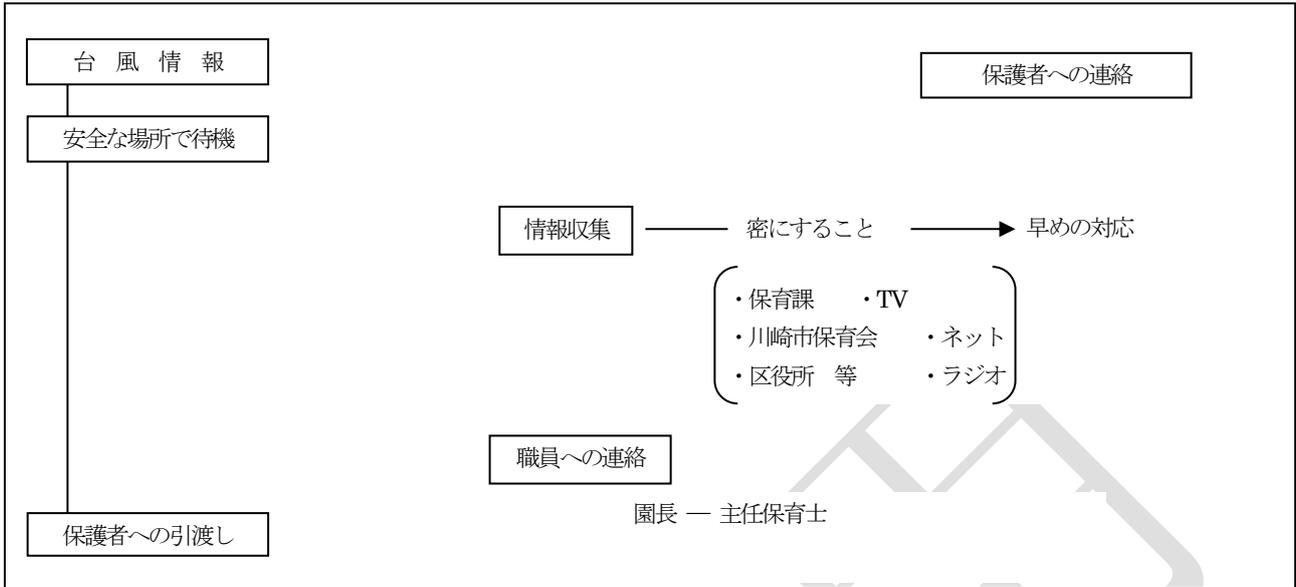
災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。

災害共済給付 Web ホームページ：[https:// www.jnsport.go.jp/anzen/](https://www.jnsport.go.jp/anzen/)

JAPAN SPORT
COUNCIL



台風の場合



台風等による風水害への対応

1. 鉄道等の計画運休

台風の接近等により首都圏において鉄道等の計画運休が実施される場合には、児童等の安全を優先し、**臨時休園**とします。また、臨時休園の実施にあたっては、2日前のお迎え時までを目途に保護者の皆様へ臨時休園の可能性があることをお知らせするとともに、前日のお迎え時までを目途に園のホームページ及びキッズリーで臨時休園とする旨を保護者の皆様へ連絡・掲載等により確実にお知らせします。

● 計画運休に伴う臨時休園の流れ

| 計画運休の可能性（2日前） | 計画運休の詳細情報（前日） | 計画運休の実施（当日） |
|---------------|---------------|-------------|
| 保護者様へ事前予告 | 保護者様へ臨時休園周知 | 終日臨時休園 |

2. 避難情報の発令

開所時間中に避難情報等が発令された場合は、保護者の皆様に対してお迎えの御連絡をするとともに、**すべてのお子様の引き渡し以降は閉園**とします。

● 避難レベルに応じた対応

| | 高齢者等避難 【警戒レベル3】 | 避難指示 【警戒レベル4】 |
|---------------------|-------------------------|-------------------|
| 土砂災害警戒区域/ 浸水想定区域 | 避難に向けた準備・ 保護者様への連絡 等 | 避難開始・ 臨時休園（閉園） |

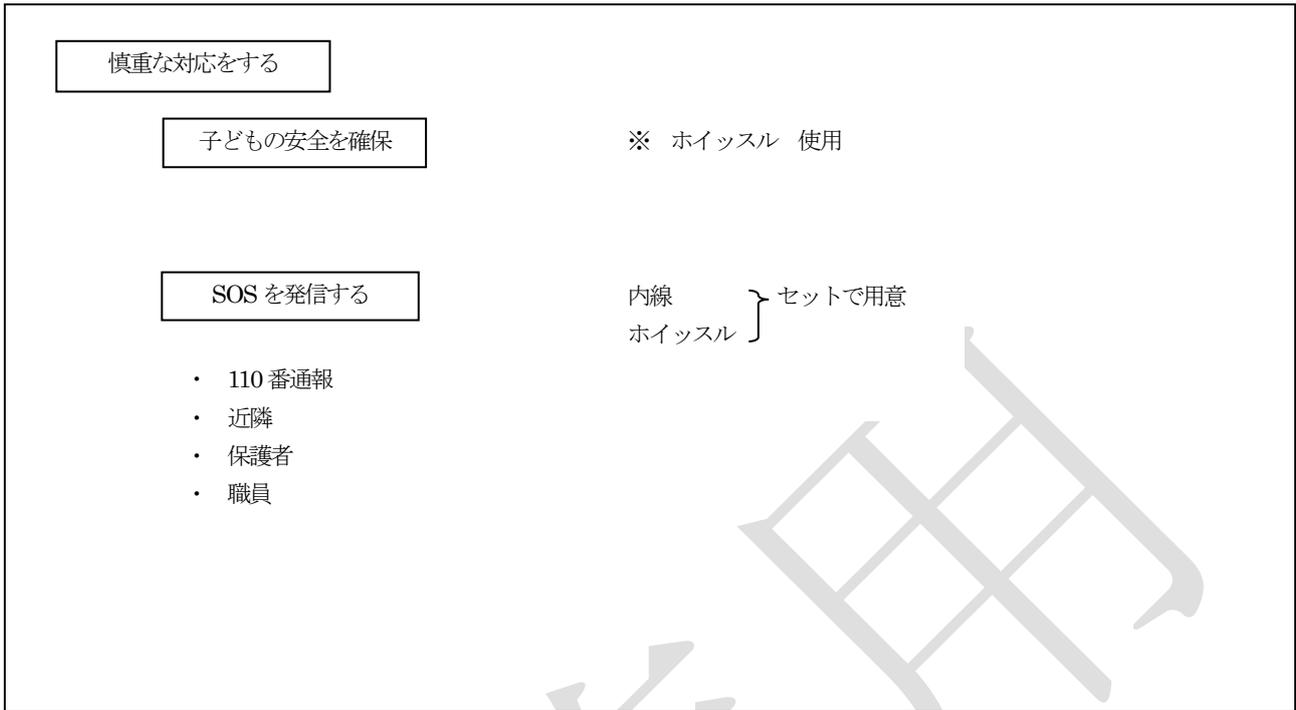
3. その他

この通知の内容については、園にお問い合わせいただきますようお願いいたします。また、臨時休園の当日に保育園に緊急な用件等がある場合については、園携帯電話に御連絡いただきますようお願いいたします。

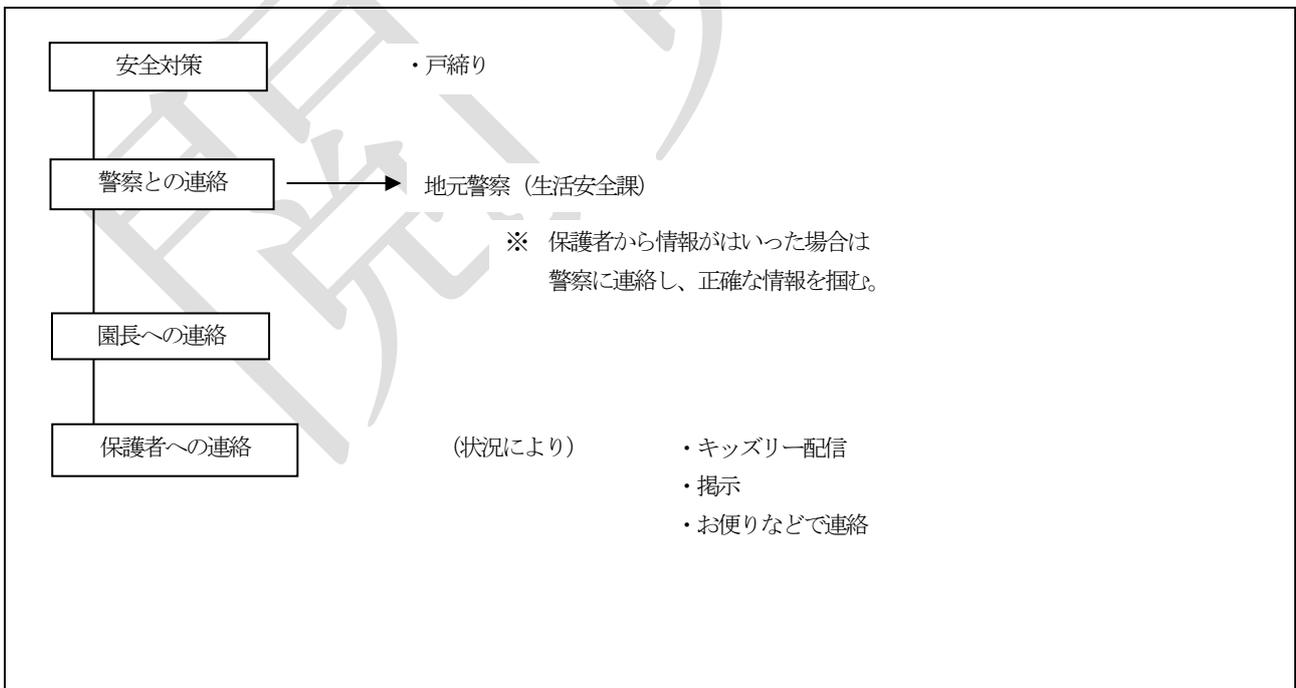
【連絡先】

| | |
|---------------|---------------|
| みぞのくち保育園 | 044-811-5081 |
| 園携帯電話（夜間・休園日） | 090-8048-0474 |

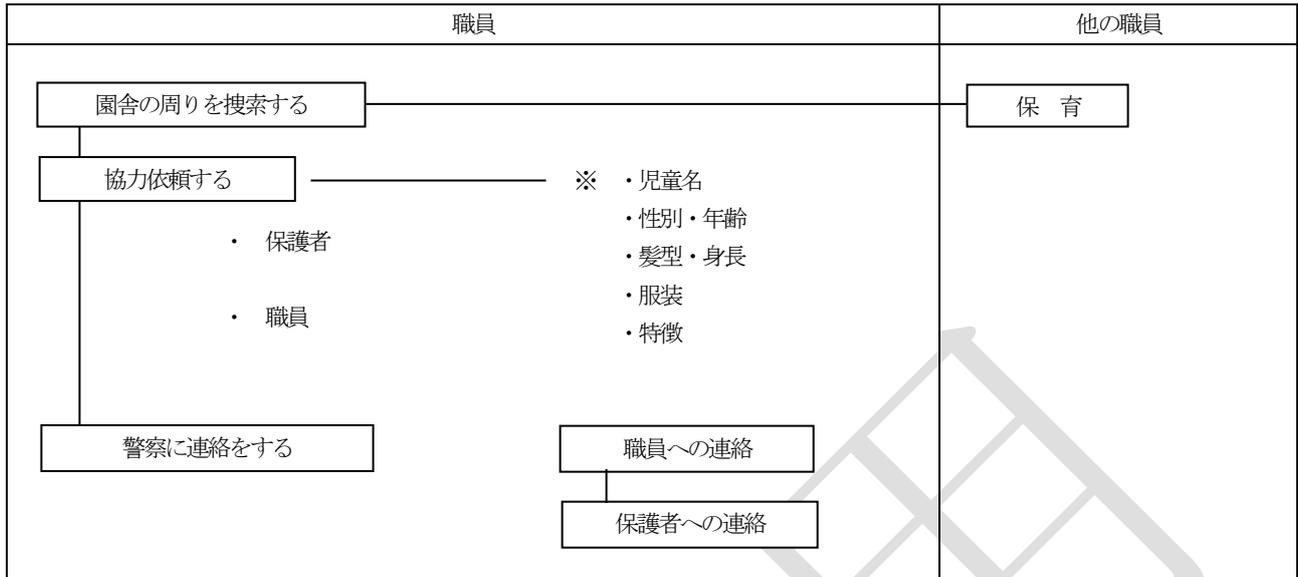
外部より侵入者があった場合



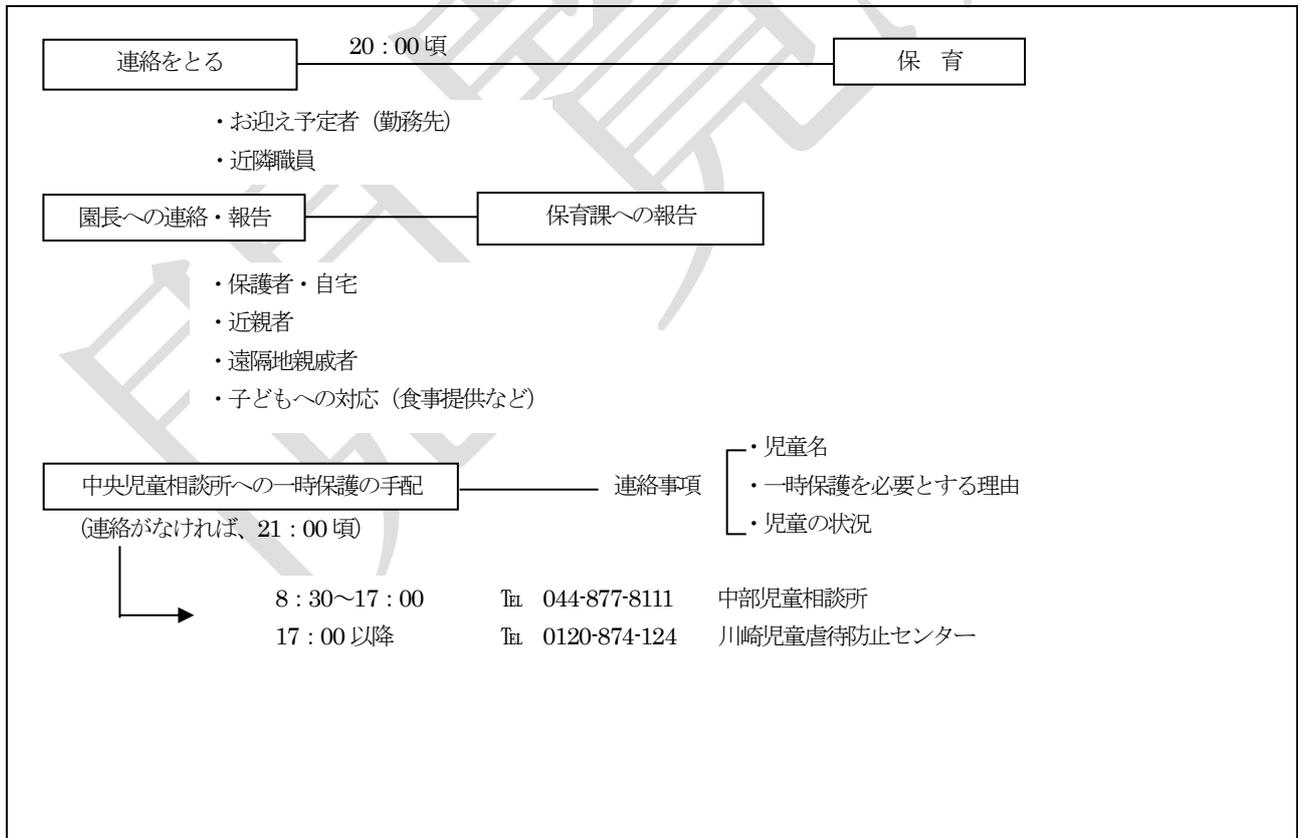
近隣での事件・不審者情報が入った場合



子どもがいなくなった場合



お迎えがこない時・大幅に遅れる場合



みぞのくち保育園 東海地震警戒宣言発令時及び地震発生時における 基本行動マニュアル

警戒宣言とはどのようなものか

神奈川や静岡県を中心に設置してある地震計やひずみ計に異常が生じると気象庁が判定会を開き、東海地震のついでの可能性を検討します。もし可能性がある時は閣議決定後、マスコミや行政の広報を通じて警戒宣言が発令される事になっています。

警戒宣言発令時及び大地震発生時の施設側の対応について

- 1、警戒宣言が発令されると川崎市の指示に従います。(業務停止の可能性が高い)
 - 2、園長を本部長とする対策本部を事務室に設置致します。
 - 3、対策本部は、特別な事情がない限り、本部長(園長)、副本部長(主任)の2名で構成致します。
 - 4、対策本部は、全園児の保護者への引き渡し終了後、解散となります。
 - 5、施設は地震が発生しなくても警戒宣言が解除または、川崎市の指示がない限り業務は再開致しません。
 - 6、警戒宣言が解除された場合、解除された日の翌日から平常業務を再開致します。
(大地震発生の場合は、被害の状況等を総合的に判断の上、川崎市と相談の上、業務再開日を決定します。)
- * 警戒宣言が発令されずに大地震発生の場合にも警戒宣言発令の場合と同様の手順で対応します。

* 園外保育中の場合

- ・園外活動中での警戒宣言発令、又は地震発生の場合、その施設の対応策に従い、施設と協力し合い然るべき措置を講じます。
 - ・散歩中に警戒宣言発令、又は地震発生の場合、現況、周囲の状況を把握し、子どもたちを落ち着かせ、十分に注意を払いながら園に戻ります。
- * 事故防止の為、基本的に園外でのお子様の引き渡しは致しません。

警戒宣言発令時及び大地震発生時の保護者側の対応について

- 1、登園前に警戒宣言が発令された場合や川崎市より業務停止の指示が出た場合、登園は中止して下さい。
 - 2、業務時間中に警戒宣言が発令された場合は、直ちにお迎えをお願いします。
 - 3、止むを得ず直ぐにお迎えが出来ない保護者の方は代理の方を決め、園に連絡を入れて下さい。
 - 4、地震発生後、火災発生の場合は、指定の避難場所(高津小学校)に避難しますので、ご承知おきます。
 - 5、園児引き取りの際は、必ず担当職員に声を掛け、必ず名簿に時間と署名をお願いします。また、代理者が引き取りの際は事故防止の為、免許証等の身分証明書の提示をお願いします。
- * 警戒宣言が発令されずに大地震が発生した場合にも同様の手順で行動して下さい。

施設での日常の防災対策

- 1、月に一度、避難訓練を実施する。
 - 2、自衛消防組織による防災活動の実施訓練を行う。(自衛消防隊の編成組織を消防署に届ける)
 - 3、飲料水や食料品の備蓄(3日分用意)
水(0歳児1人1000ml/1日 乳幼児1人500ml/1日)、乾パン、クラッカー、ミルク、米、アルファ米等
 - 4、震災時に備えておくもの
トランジスタラジオ、避難車(バギー)、救急薬品、防災頭巾、懐中電灯、発電機、ヘルメット誘導ロープ、毛布等の防寒具、上着(ひとまとめにしておく)、外靴、上履き、軍手、メガホン、笛、ロープ、カセットボンベ、コンロ、オムツ、哺乳瓶、消毒液、ビニールシート、電池、ろうそく、スコップ、筆記用具、紙、テープ、マジック、園児名簿・緊急連絡網、携帯電話(充電器)、防災無線、乾電池、避難靴、防刃手袋、掃除道具
- * 日頃からお家庭でも防災に関してのご指導をお願い致します。
* その他、ご不明な点は園へお尋ね下さい。

